

報告第 33 号

小城市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の制定
について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 1 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

市民が子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、認定こども園の整備に要する経費について、事業者に補助金を交付するため。

小城市告示第 86 号

小城市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民が子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、認定こども園の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成 17 年小城市規則第 39 号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 1 項により佐賀県知事の認可を受けた施設をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成 27 年 5 月 21 日付け文部科学大臣裁定。以下「国交付要綱」という）及び認定こども園施設整備交付金実施要領（平成 27 年 5 月 21 日付け初等中等教育局長裁定。以下「国実施要領」という。）並びに佐賀県認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱（平成 28 年 6 月 17 日付け佐賀県健康福祉部男女参画・こども局長通知。以下「県交付要綱」という。）に基づき実施する認定こども園整備事業とする。

(補助事業者)

第 4 条 補助の交付を受けることができるもの（以下「補助事業者」という。）は、認定こども園の設置主体である学校法人及び社会福祉法人であって、市長が適当と認めるものとする。

2 補助事業者又は補助事業者の役員等が次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の第1号又は第2号により算出した額に4分の3を乗じて得た額のうち、いずれか少ない方の額とする。

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、国実施要領別表1(算定基準表)及び別表2(交付基準額表)で定める基準により算出した交付基礎額を合計した額
- (2) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、国実施要領別表1(算定基準表)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額

2 前項の規定により算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1

号のとおりとする。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める期日までとし、その提出部数は、1部とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1） 国交付要綱、国実施要領、県交付要綱、規則及びこの告示に従うこと。

（2） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

（3） 補助事業により取得した財産等の取扱いは、次によること。

ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

イ 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、

補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(補助事業等の変更)

第8条 規則第9条第1項に規定する補助金等(中止・廃止)承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときは、これを当該補助事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日(補助金が全額概算払で交付された場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い期日までとし、その提出部数は、1部とする。

5 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業が翌年度にわたる場合は、当該補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月15日までに年度終了実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金等交付請求書)

第10条 規則第16条に規定する補助金等交付請求書は、様式第6号及

び様式第7号のとおりとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

小城市長 様

申請者住所

氏名

㊟

年度小城市認定こども園施設整備事業費補助金
（認定こども園整備）交付申請書

年度において、下記のとおり小城市認定こども園施設整備事業費補助金（認定こども園整備）を実施したいので、小城市補助金等交付規則及び小城市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 小城市認定こども園施設整備事業費補助金所要額調書（別紙1）
- 4 事業の効果
- 5 事業完了予定年月日 平成 年 月 日
- 6 収支予算（別紙2）
- 7 その他（市長が別に定める書類）

小城市長 様

申請者住所
氏名

⑩

年度小城市認定こども園施設整備事業費補助金
(認定こども園整備) 変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった小城市認定こども園施設整備事業費補助金（認定こども園整備）について、下記により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、小城市補助金等交付規則及び小城市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 既交付決定額 金 円
- 3 差引変更交付申請額 金 円
- 4 事業の目的
- 5 変更を必要とする理由
- 6 小城市認定こども園施設整備事業費補助金所要額調書（変更申請）（別紙3）
- 7 事業の効果
- 8 収支予算（別紙2）
- 9 その他（小城市が別に定める書類）

（注）金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

小城市長 様

申請者住所
氏名

㊟

年度小城市認定こども園施設整備事業費補助金
（認定こども園整備）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった小城市認定こども園施設整備事業費補助金（認定こども園整備）について、下記のとおり事業を実施したので、小城市補助金等交付規則及び小城市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 小城市認定こども園施設整備事業費補助金精算額調書（別紙4）
- 3 事業の効果
- 4 事業完了年月日 年 月 日
- 5 収支決算（見込）書（別紙5）
- 6 その他（市長が別に定める書類）

（注）事業の効果は、できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記述すること。

小城市長 様

申請者住所
氏名

⑩

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった小城市認定こども園施設整備事業費補助金（認定こども園整備）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号）第13条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

番 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所
氏名

㊞

年度小城市認定こども園施設整備事業費補助金
（認定こども園整備）年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった小城市認定こども園施設整備事業費補助金（認定こども園整備）について、下記のとおり事業を実施したので、小城市補助金等交付規則及び小城市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 小城市認定こども園施設整備事業費補助金年度終了実績・遂行計画調書（別紙 6）

番 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所
氏名

㊞

年度小城市認定こども園施設整備事業費補助金
(認定こども園整備) 交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった小城市認定こども園施設整備事業費補助金補助金（認定こども園整備）として、下記金額を交付されるよう小城市補助金等交付規則及び小城市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

| | | |
|-----------|---|---|
| 請 求 額 | 金 | 円 |
| (内 訳) | | |
| 確 定 額 | 金 | 円 |
| 交 付 済 額 | 金 | 円 |
| 今 回 請 求 額 | 金 | 円 |
| 残 額 | 金 | 円 |

| | |
|-------|-------|
| 振込先 | |
| 金融機関名 | 本店・支店 |
| 預金種別 | 普通・当座 |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | |

- 注) 1 振込先を記載してください。
2 振込み先を確認するため通帳の写し（口座番号などの該当部分）を添付してください。

番 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所
氏名

㊞

年度小城市認定こども園施設整備事業費補助金
(認定こども園整備) 交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった小城市認定こども園施設整備事業費補助金（認定こども園整備）のうち、下記金額を交付されるよう小城市補助金等交付規則及び小城市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

(内 訳)

| | | |
|-------|---|---|
| 交付決定額 | 金 | 円 |
| 交付済額 | 金 | 円 |
| 今回請求額 | 金 | 円 |
| 残 額 | 金 | 円 |

| | | |
|-------|-----|----|
| 振込先 | | |
| 金融機関名 | 本店・ | 支店 |
| 預金種別 | 普通 | 当座 |
| 口座番号 | | |
| 口座名義 | | |

注) 1 振込先を記載してください。
2 振込み先を確認するため通帳の写し（口座番号などの該当部分）を添付してください。